

平成28年5月17日発行

NO. 93

経審博士 ニュース

(株) 経審研究所

Tel 048-212-1780

mail:k-hakase@keishin-labo

■「経審博士ニュース」は経審博士シリーズの購入、ニュースの希望された方へ無償で情報を提供しています

平成28年6月より経審が改正(解体工事が工種が加わります)

平成28年6月1日から「解体工事業」に係る経営事項審査が新設されます。主な改正点は、

1. 「解体工事業」に係る経営事項審査を新設

これまで「とび・土工工事業」として行われてきた解体工事について、建設業の許可に係る業種区分として、新たに「解体工事業」が設けられたこと(平成26年6月公布、平成28年6月施行の建設業法改正)により、経営事項審査についても「解体工事業」が新たに設けられます。

なお、改正法の経過措置に合わせて、経営事項審査でも経過措置が設けられます。

2. 経営事項審査の経過措置について(平成28年6月から3年間)

① 総合評定値について

経過措置期間中に限り、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出可能とするため、改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業として「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の総合評定値も算出し、通知を行います。

② 技術職員について

解体工事業導入に伴う技術職員の振り分けにより、経審点数が低下することを避けるため、「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなします。(通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認めるもの。)

経審評点計算ソフト「経審博士」および会計ソフト「建設楽々会計」を平成28年4月1日より販売・サポートすることになりました(株)経審研究所です。

「経審博士」、「建設楽々会計」は(株)日本コンサルタントグループが開発販売、(株)建設経営サービスが監修してきましたソフトウェアです。

これらのソフトウェアに関しましては、従来より開発担当しておりました神中が、新たに設立した『株式会社経審研究所』において引き継ぎ対応させていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

3. 完成工事高の切り分けについて

法施行後、「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経審を受ける場合は、当面、申請時に直前2年または3年分のとび・土工・コンクリート工事、解体工事の工事経歴書(切り分けを行ったもの)の提出が必要となります。解体工事業の許可を取得するまでは、解体工事は「その他工事」

■ 完成工事高の算出方法

直前2年の「とび・土工・コンクリート」を「とび・土工・コンクリート」と「解体」に切り分けます。ただし、解体がない場合、全て解体の場合は切り分ける必要はありません。

前々年度分

とび・土工
2,000

とび・土工
1,500

解体
500

前年度分

とび・土工
3,000

とび・土工
2,300

解体
700

平成28年6月改正の経審に対応した経審博士13シリーズは、現在作成中で5月下旬に出荷する予定です。

詳細に関しては、随時、HPと経審博士ニュースでお知らせしますのでよろしくお願い致します。

■ 問い合わせ

(株)経審研究所 経審博士係

TEL 048-212-1780 mail: k-hakase@keishin-labo